

原発回帰政策を決して許さず だまっちゃんおれん訴訟の勝訴判決！

岡本早苗

「だまっちゃんおれん！原発事故人権侵害訴訟・
愛知岐阜」原告団長

東京電力福島第一原子力発電所の事故が起きて12年が経とうとしている。当時、私は4人の子どもと3ヶ月の妊娠だった。今は一番上は大学生となり、お腹の中で3ヶ月だった子は11歳になり、時の流れの早さを感じながら、12年で何も変えられなかつた責任と一歩づつ前に進まなければと強く思う今日この頃である。

事故から4年5ヶ月後に川内原発の再稼働を始め、現在日本では10基の原発が再稼働をしている、再稼働が決まった時のショックは驚きを通り越してこの国がこんなにも愚かな国だと知り果然とした事を今でも鮮明に覚えている。それと同じか、いや、それをはるかに超えた憤りを覚える政策が2022年10月岸田政権により打ち出された。なんと、岸田政権は『原発回帰政策』に大きく舵を切った。

東京の電力不足とロシア軍によるウクライナ侵攻によるエネルギー不足を契機に、一気に原発推進への道を進めようという狙いから押し切ろうとしている。

『核の平和利用』で推し進めてきた原子力政策はこの国の破滅の始まりだと、福島原発事故から学んだ私たちに、こんな政策が受け入れられると思っているのか。後世を生きる人たちに私たちは何を見せているのか。恥ずかしささえ感じる原発回帰政策。

『原発再稼働』『運転期間延長』『原発新增設』

日本社会を生きる大人として福島原発事故の教訓を生かし、次世代へ胸を張って手渡せる社会にいかなければならない。残念ながら岸田政権は福島原発事故から、なんの反省も安全規制を疑うこともなく神話に基づいて『核の平和利用』と『原発によって日本経済が回る』とお花畠で暮らしているようだ。

ロシア軍によるウクライナ侵攻は国連憲章違反であり、決して許されることではない。そして、ザポリージヤ原発への攻撃は国際人道法に反する戦争犯罪でもある、強く抗議すべき行為であると言わざるを得ないが、今回の原発攻撃により、一度戦争に突入したら原発保有は自国の脅威になり得る事が明らかになってしまった。これのどこが『核の平和利用』なのか。

そもそも、この国は約77年前に原子爆弾の脅威に晒され、今も尚その傷は癒えること無く続いているにも関わらず、核兵器禁止条約も締結していない。原発を推進してきた罪をどう考えたら今回の政策に結びつくのか全くもって理解不能である。

私たち被害者は現在、国と東京電力を被告とし名古屋高裁で裁判を行っている。同種裁判で全国でたたかう仲間は1万3千人を超えており、原発事故による被ばくも汚染も私たちは容認しておらず、強制的に『させられる』被ばくは人権侵害であると裁判の中で強く訴えている。

また、原発稼働を規制する立場であった国に責任がないなどあり得ないのだ。前述したように、原発を国の政策として進めるのは政府なのだ。にも関わらず事故が起きたら自分たちに責任はないなど『寝言は寝てから言って欲しい』状態である。

福島原発事故はいつ終わったのか？責任の所在も明らかにされず、事故の処理もままならない状況の中、今尚被害地域に暮らす住民は被ばくと汚染に晒され続けている。

私は避難者として裁判をたたかっているが、決して避難したかったわけではない。福島を愛していたし、今も愛しむ場所であることに変わりはないが、子どもたちの命・健康を守る為に強いられた避難であったのだ。

そして同種裁判の先行している訴訟で最高裁判決が2022年6月17日に出された。到底受け入れができる内容ではない。東京電力はもとより、国は原発を規制する立場であったにも関わらず、規制権限行使しなかつた責任は重い。私たちは名古屋高裁でこの判決を乗り越えなければならない。

政府により原発事故前は『原発安全神話』だったのが今では『被ばく安全神話』にすり替わり、この国に生きる全ての人の『被ばくを避ける権利』が奪われている。この権利侵害を後世への負の遺産に残してはならない。

原発回帰政策を決して許さず、声をあげ続け、だまっちゃんおれん訴訟の勝訴判決で歯止めをかけてていきたい。